

西村議員要望項目一覧

令和6年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 山陰道等の片側1車線区間における事故防止策について 山陰道・鳥取道・米子道には、中央線からはみだし事故を防ぐため「ワイヤーロープ式防護柵」や「支柱設置型視線誘導標」、支柱への「反射材」等を設置しているが、接触事故が続いている。特に、ワイヤーロープが設置できない約半分の箇所では衝突事故が多発しており、対策が急がれる。山陰両県では、一部のトンネルや橋に鋼管製で柵状の「センターパイプ」を年度内に設置し、正面衝突事故防止効果の検証を進めていく予定とのことである。</p> <p>しかしながら、6月に山陰道・鳥取市トンネル付近の正面衝突事故で3名が重傷、今月も山陰道大山ICでの玉突き事故が同日に2件発生、さらに鳥取道用瀬のトンネル内にて正面衝突で3名が死亡する深刻な事故が相次いでいる。いずれもゴム製の簡易ポール設置箇所でききており、本県においても早急な対策を取る必要がある。特に、「速度超過」、「居眠り運転」、「わき見運転」、「はみ出し運転」を防ぐために、道路構造上の事故原因の分析を進め、とりわけ、以下の安全対策を早急に実施すること。</p> <p>(1) 県民に対し、SNSやマスメディアを利用した大々的な注意喚起キャンペーンの実施</p>	<p>県警察において、交通事故の多発時間帯・多発箇所を中心にパトカーの赤色灯を点灯したレッド走行や駐留警戒による緊張感を促すための対策を行うとともに、トリピーメールでの情報発信や、道路管理者・交通安全協会等関係機関・団体と連携したチラシ配布及び道路情報板等による広報啓発活動を強化し、交通事故抑止対策を推進している。今後も、積極的な情報発信・広報啓発を行い、山陰道等を含めた鳥取県の交通安全の確保に努めていく。</p>
<p>(2) (1)に併せて、警察本部による危険運転の取り締まりを強化</p>	<p>可搬式オービスを活用するなどし、著しい速度超過違反等の交通事故に直結する悪質・危険な違反を中心に取締りを実施するとともに、「あおられた」等危険運転に該当するような110番通報を受理した場合は適切に対応している。</p>
<p>(3) 車道に、「緑色車両誘導線(実践・破線)」と「走行周知用看板」の設置をするよう、国とNEXCO西日本に要請(秋田県・和歌山県で実施を確認済み)</p>	<p>秋田自動車道では国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所が令和5年5月から鷹巣IC～二井田真中IC間に、京奈和自動車道では国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が令和5年11月から紀の川IC～紀の川東IC間に、ワイヤーロープ接触事故対策として試行的に緑色の車両誘導線や走行周知用看板を設置しており、現在その効果を検証している。一定の効果が期待できる一方で、利用者から「走行方法がわからない」等の声もあり、効果が認められた後に国やNEXCO西日本に要請したいと考えている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(4) コンパクトで狭小部にも設置しやすい、低い壁状の「センターブロック」設置</p>	<p>国土交通省は平成28年から「高速道路の正面衝突事故防止対策に関する技術検討委員会」を設置し、暫定2車線の高速道路のうち、土工部・中小橋梁では、ワイヤーロープの設置が概ね完成している。一方、長大橋・トンネル区間では、走行性・維持管理性や事故防止効果・緊急時の対応等の観点からワイヤーロープの設置に課題があることから、センターパイプ・センターブロックの試行設置を実施している。今後、正面衝突事故防止対策としての有効性・適用性の検証が進められる予定であり、当面は国等が実施する性能検証の進捗を注視しつつ、適宜国等に働きかけていきたいと考えている。</p>
<p>2 南海トラフ地震等を踏まえた、災害時における障がい者の情報アクセシビリティ向上について</p> <p>あいサポート条例により、障がいのある人が災害時や緊急時に必要な情報を入手し、意思を伝達できるよう、各市町村は取組をする必要がある。しかし、その取組状況には自治体によってばらつきがあり、障がいの特性によって不安を感じる人もおられる。県はあらゆる障がいを持つ全ての人が安心して生活を送れるよう、また県外から訪れる障がい者の情報アクセスを向上させるため、各市町村等に対し以下の取組を実施するよう働きかけるとともに支援をすること。</p> <p>(1) 携帯・スマートフォンへの情報提供において、注意喚起効果の高い色・大きく太い文字、ピクトグラム等による分かりやすい表記、振動、合成音声等を使用すること</p> <p>(2) 防災アプリ、コミュニケーションボード等災害時にも利用できるシステムの導入補助</p> <p>(3) 防災無線やテレビの「音が聞こえない人」に合わせた、避難情報の提供</p>	<p>市町村は住民へ災害情報を伝達する責務を有しており、各市町村が必要な対策を講じている。</p> <p>障がい者への災害情報伝達にあたっては、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、情報格差が生じることのないよう個々の障がいに応じた合理的な配慮が必要であるため、県では市町村に対し、実情を踏まえた情報伝達手段の多様化に係る対策や検討を呼びかけており、引き続き「鳥取県防災・危機管理対策交付金」等により市町村の対策を支援・促進していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 医療的ケア児にかかる学校看護師の労働条件等整備推進について 市町村の学校でも医療的ケア児の受入れに伴い、学校看護師の雇用ニーズが増している。 学校看護師は正職員以外に、会計年度任用職員や、任期付短時間職員の雇用を行っている。 その待遇、労働条件等は市町村によってまちまちであり、会計年度任用職員の学校看護師の中には低賃金や短期就労等、雇用に対する不安を抱く人も出ている。また、そうした非正規職員の抱く雇用不安は、ともに働く教員や生徒の保護者にも不安を与えている。 については、医療的ケア児の教育機会の確保と、常勤・非常勤の学校看護師すべてが安心して働ける環境改善のため、県は、以下の対応を行うこと。</p> <p>(1) 各市町村での労働条件がどのような状況・対応になっているのか実態を把握 (2) 各市町村への情報提供やサポート等、安心して働ける環境改善を後押し (3) 県と各市町村で賃金等労働条件の均衡が保てるよう、県単独で市町村へ補助・支援 (4) 国に対し、引き続き補助率のかさ上げ等、予算措置を要望</p>	<p>小・中・義務教育学校における看護師の雇用や労働条件に関しては、各市町村の判断によるものであり、県単独の補助は考えていないが、県としては、市町村の小学校に勤務する看護師に対して研修会を開催し、専門知識を習得できるよう支援している。 また、看護師配置に係る補助率のかさ上げや医療的ケア児の受け入れにあたって必要となる施設改修費等の補助制度の創設については、本年7月11日に国へ要望を行ったところであり、市町村の負担軽減につながるよう、今後も引き続き要望していく。</p>
<p>4 教員の業務負担軽減、非正規職員の賃金等処遇改善について 県内の小中学校における教員は令和6年度の必要数 3,364 人に対し15人の不足、教員業務支援員は必要数100人に対し11人の不足、特別支援学校では必要数578人に対し6名の不足であり、人手不足・業務負担感はさらに高まっている。 については、教員の業務負担を軽減する策として、以下の対応を検討すること。</p> <p>(1) 教員業務支援員等非正規職員の給与引上げと処遇改善を大幅に行い、給食時間の生徒管理や保護者の電話対応など、教員でなくてもできる業務を分担し、その時間を担任教諭の休憩時間や授業準備時間等にあてること。 (2) 非正規職員の給与等の待遇の低さが採用難に繋がっているため、引き続き、国へ制度改正や予算措置等の大幅な改善を求める。</p>	<p>会計年度任用職員の報酬については、昨年12月に一般の職員に係る給料表の改定に連動した報酬単価の増額改定を行い、同年4月に遡って適用するとともに、本年度からは勤勉手当を新設している。 また、教員がより児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備するため、令和6年度は小中学校に対し、学習プリント等の準備や採点業務、来客・電話対応等を行う教員業務支援員を、国事業を活用して前年度比43校増となる100校分の予算措置を行ったところである。一方、文部科学省が掲げる「全小中学校配置」を実現できる十分な国予算ではなかったことから、本年7月には、財政支援の拡充を国に要望したところであり、引き続き、国に対して働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>5 保育人材確保のための、さらなる賃金等処遇の改善と、幼児保育業務の魅力発信について</p> <p>本県の保育現場において、保育士の不足は深刻で、保育機関全体の6割が正職員の不足を感じている。さらに、県内保育士養成機関への入学者は激減しており、保育士の確保は喫緊の課題である。その要因として、いのちを預かる仕事の責任の重さに対して賃金が低いこと、シフト等の労働条件が厳しいことが挙げられる。国は保育士の処遇改善制度や配置基準見直し等を進めているが、抜本的な改善に至っておらず、現場は危機感を募らせている。</p> <p>この状況を受け、本県においては以下のことを実施すること。</p> <p>(1) すべての保育士に、直接、処遇改善手当が支給されるよう国に制度改正を求めること</p>	<p>公定価格の処遇改善等加算制度においては、加算額を確実に人件費（賃金改善）に充てることが条件とされており、保育士の給与改善につながっている。また、技能・経験の向上に応じた処遇改善を目的に、必要な研修を修了した該当者に直接加算額が配分される仕組み（処遇改善等加算Ⅱ）も整備されている。</p> <p>なお、保育士の処遇改善に係る対応については、全国的な課題であり、公定価格の引上げについて令和6年7月11日に国に対して要望しており、今後も引き続き国に要望していく。</p>
<p>(2) 本県独自で、正職員・非常勤すべての保育士に、直接手当加算すること</p>	<p>本県独自で、保育士に直接手当加算することは考えていないが、保育士の処遇改善に係る対応については、公定価格の引き上げについて令和6年7月11日に国に対して要望しており、今後も引き続き国に要望していく。</p>
<p>(3) 幼児保育に携わる者が、仕事の尊さ、誇り、魅力を実感できるよう、その素晴らしさを広く伝える策を講じること</p>	<p>現在、若者や社会全体に向けて保育の魅力を発信し、保育人材の確保・定着を進めるため、保育園児や保護者、卒園児などのほか、県民の方を対象に「保育士に感謝の気持ちを伝えるメッセージ」を募集している。さらに、応募されたメッセージを9月に公表し、施設や保育士にフィードバックすることで、保育士のイメージアップやモチベーションアップに繋げていく。</p>
<p>6 不調や生きづらさを抱え離職した若者の、就労支援・相談窓口について</p> <p>若者が、何らかの原因で就労継続が困難になり離職した場合、次のステップ（再就職）に向かうまでの相談窓口がわかりにくく、探し出しにくい状況にある。心身の不調や、自己肯定感を失い生きづらさを抱える若者が、就労に向かうまでの相談窓口として適切な場所を、分かりやすく明示し支援に繋がれるよう、以下の対応を行うこと。</p> <p>(1) 県立ハローワークの若者相談や「若者サポートステーション」の相談窓口を、SNS・動画・インターネット等の多様なメディアを通じて、若者の求める情報がより確実に届くよう工夫し、相談しやすくすること</p>	<p>県立ハローワークでは、若者相談を含め幅広い層の相談に対応しており、ホームページやパンフレット、フリーペーパーなど、多様な媒体を活用して情報発信を行っている。</p> <p>また、若者サポートステーションについては、主に就職氷河期世代に向けてはフェイスブック、それより若い世代に向けてはインスタグラムと、SNSを活用して情報を発信しているほか、ホームページや毎月発行のサポステ新聞を通じて、情報発信している。</p> <p>若者の求める情報がより広く届けられるよう、引き続き、更新頻度の増加や、新たな媒体による情報発信などを工夫するとともに、若者サポートステーションについても国（鳥取労働局）とも協議しながら、情報が確実に届くよう発信方法の工夫を検討していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(2) 国のハローワークや市町村の福祉相談窓口、県の障害者就業・生活支援センターなど、個別の事情に応じた相談先に繋がられるよう、県は国・市町村とも連携を強化し、あらゆる若者の就労支援に一層取り組むこと</p>	<p>県立ハローワークでは、職業相談から職業紹介、職場定着までの一貫支援や大型商業施設等での出張相談など、若者を含めた伴走型の就労支援を行っている。</p> <p>また、求職活動に至っていない若者に対しても、県立ハローワーク内に設置した「キャリアデザイン Lab」での相談対応等を行っている。</p> <p>引き続き、国ハローワークや市町村、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とも連携し、個別の事情に配慮した就労支援を行っていく。</p>